

美雄・財務省財務総合政策研究所編著，第7章，日本評論者。  
吉田千鶴，2005，「出生水準と就業状態との関係についての国際比較」『人口問題研究』第  
61巻第4号。

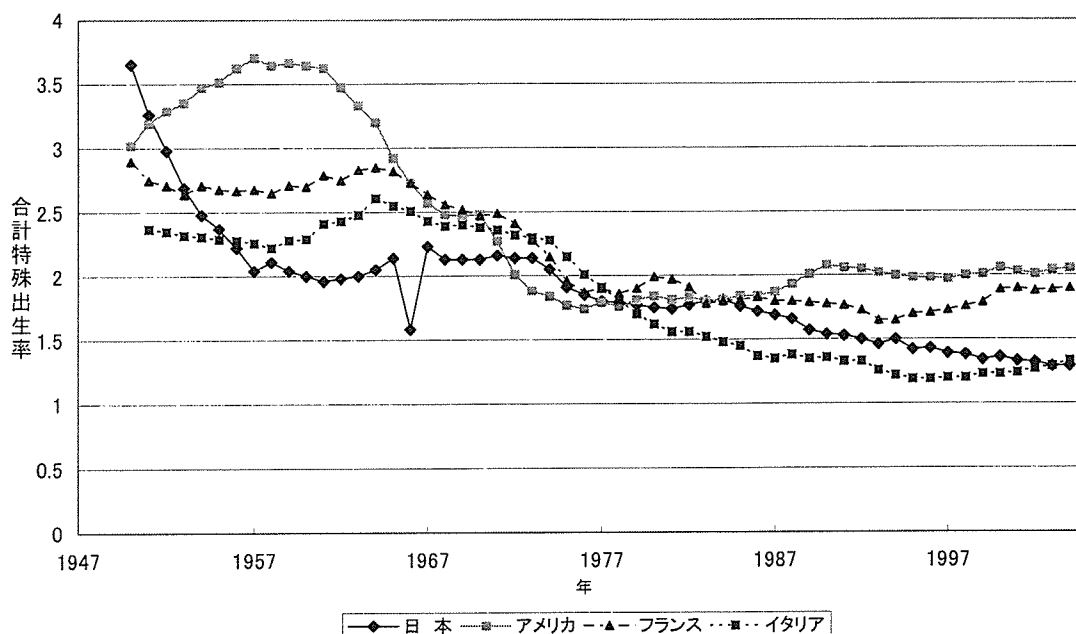
## 第3-2章 母親の就業と子育てに関する日伊比較

岩間 暁子

### 1 日本とイタリアにおける少子化と女性の就業をめぐる状況

日本とイタリアはともに少子化が進んでいる国として知られている。図3-2-1は日本、アメリカ、イタリア、フランスの4カ国における合計特殊出生率の推移を示している。アメリカが人口置換水準の2.1を維持しており、フランスは近年合計特殊出生率が回復傾向にあることが確認できる一方、日本とイタリアではともに合計特殊出生率が低下していることがわかる。

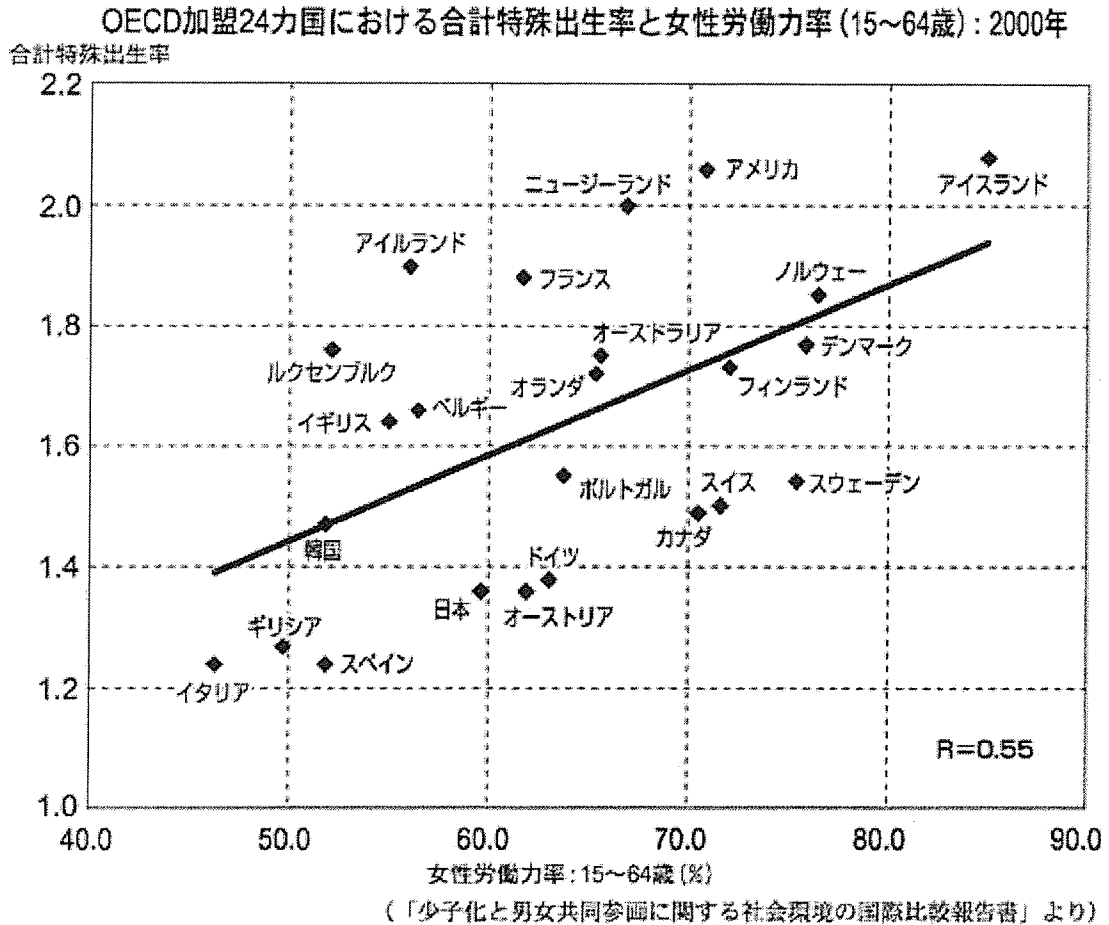
図3-2-1 合計特殊出生率の推移



注) (内閣府, 2006) のデータを用いて筆者が作成

合計特殊出生率の低下をもたらしている社会経済的要因として近年国際的にも関心を集めているのは、女性の就業条件が与える影響である。図3-2-2はOECDに加盟している24カ国における合計特殊出生率と女性労働力率(15歳~64歳)の関係を示している。合計特殊出生率と女性労働力率の相関係数は0.55と高い値であり、女性の労働力率が高い国ほど合計特殊出生率も高いことが確認できる<sup>(1)</sup>。イタリアの女性労働力率は50%弱であり、加盟24カ国全体の中では低い水準の日本の約60%よりもさらに低い。

図 3-2-2



出典) <http://www.worldtimes.co.jp/special2/inoguti/051112.html>

(アクセス日: 2007年2月27日)

本稿では日本とイタリアの少子化は、既婚女性にとって就業と出産・子育てが両立しにくい社会環境によってもたらされている可能性について主にマクロデータを用いて考察し、補足的に GGP データで検討する。当初、GGP データを中心に日本とイタリアの比較分析をおこなう予定だったが、次に述べる2つの理由からマクロデータを中心とした考察に切り替えた。

最大の理由は、子育てに関して両国の GGP データでは十分に比較できる変数がほとんど含まれていないためである(その理由として、3節で示されるように日本とイタリアでは子育てをめぐる社会環境のちがいが大きいことがあると推測される)。

第二に、第1子が3歳以下の既婚女性は69人しか含まれていないため(日本のGGPデータでは169人)、ランダムサンプリングによって収集されたデータではあるものの、そ

の一般化可能性について限界があり、分析も極めて限られたものにならざるをえなかった。特に2つの制約があることをあらかじめお断りしておきたい。まず、イタリアではたとえば失業率も南部と北部で大きく異なるなど、地域間格差が大きい（大内・中益, 2005）、地域別の分析をおこなうことが望ましいが、今回は地域間格差を考慮した分析ができなかった。もう1つの制約は、分析手法が基礎的なレベルにとどまることである。したがって、ここでおこなう検討は、マクロデータで確認される両国の違いが具体的にどのような背景で生じているのか、を検討するにあたってのあくまでも補足分析としての性格をもつにとどまる。

2節ではデータに基づく検討に先立ち、日本とイタリアにおける女性の就業と子育てをめぐる社会環境の違いをエスピン・アンデルセンの福祉国家レジームと関連づけて考察する。人々は一生の中でさまざまな社会的リスクに見舞われるが、それらの社会的リスクを軽減する主体として国家、市場、家族の3つが想定される。それぞれに与えられた重要度は国家によって異なると考えられるが、この点に関してエスピン・アンデルセンは先進欧米諸国のデータに基づき、「社会民主主義的レジーム」「自由主義的レジーム」「保守主義的レジーム」という主に3つの福祉国家レジーム類型を提示している（Esping-Andersen, 1990=2001; 1999=2000）。ここでは日本やイタリアがどのような特徴をもつかについて考察する。3節では日本とイタリアに関してマクロデータを用いて両国の共通点と相違点を考察した上で、日本とイタリアで収集されたGGP調査データを用いて、3歳以下の第一子をもつ既婚女性の就業状況にみられる家族形態と階層差について比較する。4節では要約を示す。

## 2 福祉国家類型における日本とイタリアの位置

GGPプロジェクトの参加国の大半を占めるヨーロッパの国々では、結婚の減少、同棲やLAT (Living Apart Together) の増加、婚外出生の増加、一人親世帯の増加などの形で家族の多様化が進んでいる。このような多様化には共通点があるものの、社会文化的背景や福祉政策の違いなどによって国ごとに違いも見られる。このような差異がどのように把握できるかをめぐって、エスピン・アンデルセンは「社会民主主義的レジーム」「自由主義的レジーム」「保守主義的レジーム」という3つの福祉国家レジームの類型を提示している（Esping-Andersen, 1990=2001; 1999=2000）。

社会民主主義レジームは、国家が強力で包括的な社会権を保障するとともに、福祉サービスの提供にあたっては普遍主義的な原則を用いているという2つの特徴をもっている。福祉ニーズの充足を市場にゆだねるならば、ニーズを満たせるか否か、どの程度満たせるのか、などは結果的に階級によって大きく異なり、不平等が拡大するという問題が生じるが、社会民主主義レジームではこのような階級的リスクを最小限にすることができる。こ

の点において自由主義的レジームとは対照的である。また、保守主義的レジームと比較するとその差がより一層明瞭となるが、国家が福祉ニーズの充足に責任をもつため、社会民主主義レジームでは家族の負担がもっとも軽減されている。さらに、普遍主義的な原則に関わっては、市民権のみを根拠に社会権を保障している点でも、雇用と抛出あるいは家族関係の有無によっていわば差別的に社会権を保障する保守主義的レジームとは異なる特徴をもっている。

保守主義的レジームでは、社会権は雇用と抛出に基づいており、職業上の地位によって受けられる給付の範囲や内容が大きく異なる。これは、職業や産業、企業などによって労働者が連帯する範囲が限定されていると言い換えることもできるだろう。社会保険によって保護されるためにはキャリアがとぎれないことが要求されており、家族はこのような条件を満たす男性の稼ぎ手に依存せざるを得ない。このことに起因し、女性が家事や育児、介護といった家族のケアを中心的に担うことが要求されており、家族の負担が大きいという特徴も併せ持っている。

自由主義的レジームは国家の役割が極めて小さく、他のレジームよりも相対的に多くを市場に委ねている。また、ニーズを充足するにあたっての単位は家族というよりも、個人となっている。具体的には、保育サービスや生命保険、医療保険、デイケアなどのさまざまなサービスを購入するか、あるいは勤務する企業を通じて提供されるかのいずれかのやり方がとられている。はたしてこれが福祉国家と言えるのか、などの疑問も出されているが、このレジームにおける国家の役割は主に規制緩和や減税措置を通じて市場のパフォーマンスを高めることと、個人が市場に依存することを奨励する点にある。

1990年にエスピン＝アンデルセンが初めてこれらの枠組みを『福祉資本主義の3つの世界』で示した後、主に2つの批判が寄せられた(Esping-Andersen, 1999=2000: 35-36)。一つはわずか3つの類型しかないのか、という批判であり、もう一つの批判はジェンダーの違いを認識していないこと、換言するならば家族の分析が不十分であったことというものであった。これらの批判にこたえる形で執筆された『ポスト工業経済の社会的基礎』では、イタリアを含めた地中海諸国と日本のように、より家族主義的な福祉モデルが4つ目のレジームを形成する可能性について検討されているが、この点についての結論は出されていない。

エスピン＝アンデルセンの類型はもともと先進欧米諸国のデータに基づいて作成されたものであるものの、その類型のどのあたりに日本が位置するかの確認は、少子高齢化に対応した政策を検討する際に必要と考えられる。なぜなら、既述したように、レジームによって家族にあたられた負担は大きく異なる一方、少子化をもたらす一因として出産や育児によって女性の就業継続が困難な状況があると考えられるからである。現段階では必ずしも結論は出されていないものの、福祉サービスの担い手として家族、市場、国家という3つを想定した場合、日本は家族により大きな責任を割り当てていると考えられているよう

に見受けられる（埋橋, 1995）。

日本やイタリアでは、社会的リスクから生じる福祉ニーズを満たすにあたって家族の果たす役割が大きいレジームに位置すると推測されるが、次節ではこの可能性をマクロデータと GGP データで検討する。

### 3 マクロデータと GGP データに見る日本とイタリア

#### 3-1 マクロデータに見られる日本とイタリアの社会環境の共通点と相違点

本節ではマクロデータを用いて日本とイタリアの共通点と相違点について整理する。用いるデータは『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書』に示されている OECD などのデータである（内閣府男女共同参画局, 2005）。以下では日本とイタリアの特徴を示すと考えられるデータについて、ジェンダー、労働、家族という分野別に整理する。

##### 3-1-1 ジェンダーに関する両国の共通点と相違点

EU 内においてイタリアの女性就業率は相対的に低く、また、女子の大学進学率の上昇スピードも EU 内の他国よりも 10 年遅かったと評されており、日本同様、ジェンダーに基づく性別役割分業が強い社会として一般的に知られている。まずはこの点について確認する。

国連開発計画（UNDP）が毎年作成しているジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は、女性が政治および経済活動に参加し、意志決定に参加できるかどうかをはかるための指標であり、算出にあたっては国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得が用いられている。78 カ国中、もっとも高いノルウェーは 0.908 という値を示しているが、イタリアは 0.583 と 32 位、日本は 0.531 と 38 位であり、先進国の中では両国ともに際だって低い順位にとどまっているという共通点が見られる。

他方、労働の場における男女平等に関しては、全般的にイタリアは日本よりも性別による不平等が小さい傾向が見られる。具体的には男女の賃金格差が小さく（日本の 58.1% に対して 85.0%）、管理職に占める女性割合も日本の約 2 倍の 18.8% であり、6 歳未満の子どものいる女性のうち約 2 人に 1 人が就業している。男女の賃金格差が小さいことは女性の就業を促す効果をもつと考えられる。

表 3-2-1 日本とイタリアのジェンダーに関するデータ (2000 年)

|                                  | 日本    | イタリア               |
|----------------------------------|-------|--------------------|
| 男女の賃金格差 (男性平均=100)               | 58.1  | 85.0 <sup>1)</sup> |
| 管理職における女性割合                      | 9.2%  | 18.8%              |
| 6 歳未満の子どものいる女性の就業率 <sup>2)</sup> | 35.6% | 45.7%              |

1)イタリアは 1998 年のデータ

2)1999 年のデータ。日本は 25~54 歳の世帯の妻、イタリアは 60 歳以下の女性。

### 3-1-2 労働に関する両国の共通点と相違点

労働をめぐる状況を確認すると、失業率はイタリアが日本の約 2 倍と高く、特に若年層の失業率は 29.7%に達しており、若者の 3 人に 1 人が失業している状況にある。このような厳しい労働環境を反映して、就業も就学もしていない、いわゆるニートの割合も高く、日本の 2 倍以上の 13.3%である。

また、労働時間についても両国で違いが見られる。週あたりの労働時間は日本が約 3 時間多い。週労働時間が 50 時間を超える労働者の割合は日本では 28.1%と約 4 人に 1 人に達しているが、イタリアでは 4.2%と極めて少数にとどまっている。

表 3-1-2 日本とイタリアの労働をめぐる状況 (2000 年)

| <労働>                | 日本                 | イタリア    |
|---------------------|--------------------|---------|
| 失業率                 | 5.0%               | 10.6%   |
| 若年失業率               | 9.2%               | 29.7%   |
| 就業も就学もしていない若者の割合    | 5.0% <sup>1)</sup> | 13.3%   |
| 週あたり実労働時間 (男女計)     | 42.7 時間            | 39.3 時間 |
| 週労働時間 50 時間以上の労働者割合 | 28.1%              | 4.2%    |

1)日本は 15 歳~24 歳が対象、イタリアは 20 歳~24 歳が対象。

労働に関しては両国で異なった状況にあることがデータから確認されるが、このような違いを生み出しているのは何なのか。この点に大きな影響を及ぼしていると考えられるのはイタリアの労働市場の特徴である。以下ではイタリアの労働市場の硬直性も含めて労働事情一般について解説をおこなっている大内・中益 (2005:168-204) の整理を以下に紹介する。

大内・中益によると、(1)イタリアの労働市場法制は職業紹介の分野で強い公的な介入が行われていたという歴史を持っていること、(2)フルタイムの期間の定めがないという意味

での「非典型」労働に対して厳しい規制がかぶせられてきたこと、という2点の特徴があり、これらの結果として、企業が労働市場から労働力を調達するにあたって柔軟性が奪われてきた。このような硬直的な労働市場の規制は70年代後半から90年代にかけて大幅に緩和の方向に向かっている。その背景には、高い失業率の解消の必要性、グローバルゼーションへの対応、EU加盟に伴う国内法の整備などがあると考えられる。

第一の特徴である職業紹介における規制は1991年の「労働市場法（1991年7月23日法律223号）」の制定以前には、親族や指揮監督権限をもつ者などが採用する場合を除いて、雇用契約を結び場合には原則として必ず公共職業紹介機関が介入することが義務づけられていた。介入を義務づける制度が創設されたのは1949年であり（1949年4月29日法律264号）、失業者があふれていた敗戦直後の状況の中で、組合活動に活発に従事し、使用者にとって好ましく思われない者にも平等に雇用機会を与えることを主な目的としてこの制度が創設されたという。しかし、国家が採用にあたって強い介入をすることはむしろ労働者と使用者の双方にとってデメリットであることが明らかになり、次第に使用者は公共職業紹介機関を通さず直接労働者を採用するようになっていった。1980年代の不況の中、失業問題の深刻化や労働市場に対する規制緩和の要望を受ける形で見直しが行われ、成立したのが1991年の労働市場法である。この法律によって企業は職業紹介機関の事前承認を得た上で、特定の労働者を求人すること（指名求人）が認められるようになった。さらに、1996年には1996年11月28日法律608号（9条の2）により、使用者は労働者を直接雇用できるようになった（ただし、職業紹介機関への事後通知義務は存在している）。

イタリアの労働市場を特徴づける「非典型雇用」に関して、イタリアでパートタイム労働を最初に認めた法律（1984年12月19日法律863号5条）がつくられたのは1984年と他のEU諸国と比べてかなり遅い時期であった。ただし、これは雇用対策のための手段という位置付けにすぎず、「雇用水準の維持および増進のための緊急措置」という名称であった。この法律ができたにもかかわらず、パートタイム労働の普及率は低かった。

2000年2月25日にEC指令（1997/81/CE）を国内法化するため、パートタイム労働に関する新しい法律が制定され（委任立法61号）、2001年と2003年に修正がおこなわれている。その特徴は(1)パートタイム労働は書面による締結が義務づけられており、労働時間の長さだけでなく、1日、1週、1ヶ月、1年を単位とした労働時間の配置についても記載しなければならない、(2)超過労働は労働者の合意があれば許される、(3)パートタイムの種類は、一定期間に限定してフルタイムで働く「垂直型パートタイム」、一日の通常の労働時間がフルタイムより短い「水平型パートタイム」、両者を組み合わせた「混合型パートタイム」に分けられるが、時間外労働が認められるのは垂直型パートタイムと混合型パートタイムであり、水平型パートタイムには認められない、(4)書面の協定により、使用者に労働時間の配置や長さの変更権を付与することが認められている、(5)フルタイムからパ



ートタイムへ転換やその逆の転換、フルタイムでの新規採用がある場合のパートタイム労働者の優先権が認められている、(6)パートタイム労働者をパートタイムであることを理由にフルタイム労働者よりも不利に扱ってはいけないという6点にある。全体として、日本よりもパートタイム労働を保護する色彩が強いように見受けられる。

関連して、「有期労働契約」と「派遣労働契約」についても認められるようになっているが、その経緯をごく簡単に確認しておきたい。まず、「有期労働契約」に関しては、イタリアでは労働契約は原則として期間の定めのないものとされていた(1962年4月18日法律230号1条1項)。この大枠は1997年6月24日法律196号(雇用促進法)によっても変化しなかったが、EC指令(1999/70/CE)の国内法化のため、2001年9月6日委任立法368号が制定され、従来の法規定が廃止されている。

「派遣労働契約」については、永らく禁止されていたが、1997年6月24日法律196号(雇用促進法)により解禁された。さらに、2003年9月10日委任立法276号により、労働者派遣に関する規制緩和が進められている。

全体として、イタリアの労働市場は硬直的な性格を持っていたが、グローバリゼーションへの対応や、EU指令の国内法化を迫られる中で柔軟性を導入する方向に向かっていることが確認できる。このような動きが失業率の改善に向かうのか、あるいは労働条件の悪化につながるのか、女性の就業率上昇につながるのか、など今後が注目される。

### 3-1-3 家族に関する両国の共通点と相違点

労働に関しては日本とイタリアで違いが見られることは対照的に、家族に関する状況は極めて似ていると言えるだろう。表3-2-3に示すように、両国ともに社会保障給付費に占める家族サービスの割合は低く、また、成人した子どもと同居する親の割合は高い。近年、日本でもニートの問題が顕在化し、社会的関心を集めているが、若者の3人に1人が失業しているイタリアでは離家が一般的に難しい状況にあると考えられる。

また、欧米諸国では婚外子の割合が全般的に高く、その中ではイタリアは低い方に位置しているが、日本と比較すると5倍以上多く、結婚と出産がセットで考えられる日本の特徴が示されていると言えるだろう。3歳児未満の保育サービスの利用は両国ともに低いが、イタリアでは日本の約半分にとどまっている。なお、男性の家事・育児参加は日本よりも相対的に多いと言えるだろう。

表 3-2-3 日本とイタリアの家族や出産や子育てをめぐる状況（2000 年）

|  | 日本                  | イタリア  |
|--|---------------------|-------|
| 家族へのサービスに関する社会保障給付費の割合（対全体）              | 3.3%                | 3.8%  |
| 成人の子と同居している割合                            | 50.5%               | 48.1% |
| 婚外子の割合                                   | 1.6%                | 9.7%  |
| 3歳児未満の保育サービスの利用割合                        | 13%                 | 6%    |
| 育児に費やす時間（分）男性                            | 25分                 | 36分   |
| フルタイム女性                                  | 112分                | 96分   |
| 専業主婦                                     | 218分                | 120分  |
| 5歳未満の子どもがいる家庭における男女計の家事・育児時間に占める男性の割合（%） | 12.5% <sup>1)</sup> | 22.0% |

1)日本の女性は有業者のデータ、イタリアの女性はフルタイム就業のデータ

### 3-2 GGP データを用いた日本とイタリアの比較

GGP データを用いて第一子が3歳以下の既婚女性の就業率を集計すると、日本の27.22%に対し、イタリアは55.07%であり、日本の約2倍の就業率である。前節のマクロデータでもイタリアの方が子どものいる母親の就業率は高いことが明らかになったが、この傾向はGGP データでも確認された。

3歳以下の幼児がいる既婚女性の就業率は日本よりもイタリアの方が全体として高いが、家族形態の違いや階層差による違いは見られるのだろうか。この点について、第一子が3歳以下である既婚女性を有職グループと無職グループに分け、家族類型別、学歴別に就業率との関連を確認した<sup>②</sup>。

分析の結果、家族類型（核家族か、それとも三世代家族か）については有意な違いが見られなかったが、学歴に関しては、表3-2-4に示すように日本では学歴による有意な差が見られない一方、イタリアでは高学歴層ほど就業率が有意に高いことが明らかになった<sup>③</sup>。このような結果が得られた社会的背景として考えられるのは、イタリアについては先に確認したように、高い失業率と男女の賃金格差の小ささが影響を及ぼしていると考えられる。すなわち、一度離職した後の就職機会が相対的に乏しい一方、女性が就業によって得る賃金に男性との格差が少ない社会環境のもとで、人的資本をより多く持ち合わせた高学歴女性の中で就業を継続することのインセンティブがより高くなっていると考えられる。

これとは対照的に、日本では学歴に関係なく、3歳以下の子どもが1人いる母親の就業率は総じて低い。第1子の出産を契機に約7割の女性が退職することが各種調査で明らか

にされていることを併せて考えるならば、長時間労働が期待され、女性に家事・育児役割がわりあてられている社会環境のもとでは、就業継続がかなり困難であり、学歴に代表される人的資本をより多くもつ女性であってもその壁を乗り越えることはかなり厳しいという状況が示されていると言えるだろう。

表 3-2-4 日本とイタリアの 3 歳以下の第 1 子がいる母親の学歴別の就業率

|      | 日本 (N=166)    | イタリア (N=69)   |
|------|---------------|---------------|
| 中学校卒 | 0%(0/1)       | 33.33%(7/21)  |
| 高校卒  | 25%(23/92)    | 58.06%(18/31) |
| 大学卒  | 28.77%(21/73) | 76.47%(13/17) |

注) イタリア: P 値=0.0264 ( $\chi^2$  値=7.2692, d.f.=2)

#### 4 おわりに

本稿では日本とイタリアではともに合計特殊出生率が低下している一方、女性の就業率が相対的に低いことを踏まえた上で、女性の就業と出産・子育てをめぐる社会環境の共通点と相違点について考察をおこなってきた。

まず、2 節ではエスピン＝アンデルセンの福祉国家レジームの枠組みをもとに、福祉ニーズの充足にあたって両国はともに家族に大きな役割を割り当てていることを確認した。

その上で、3 節ではマクロデータを用いてジェンダー、労働、家族という 3 点について比較をおこなった。まず、ジェンダーに関してはジェンダー・エンパワーメント指数が示すように両国はともに先進諸国の中では例外的に女性の社会進出が遅れているという点で共通している。ただし、労働の分野に限ってみると、イタリアは男女の賃金格差が相対的に小さい、管理職に占める女性の割合が相対的に高い、6 歳未満の子どもがいる女性の就業率が相対的に高いといったように、日本の方がよりジェンダー化されていると言えるだろう。また、ジェンダーとは直接関係しないその他の労働条件に関しては、イタリアでは失業率がより高く（特に若者で高い）、ニートの割合も相対的に高い一方、長時間労働からは解放されている。ここには、イタリアにおいて短期雇用や直接雇用を制限してきた硬直的な労働市場のありようが影響を及ぼしていると考えられる。家族に関しては基本的に両国には共通した特徴が見られると言えるだろう。社会保障に占める家族サービスの割合はともに低く抑えられている一方、若者の親との同居率が高い、家事や子育ては全般的に女性の責任とされている。

以上から、性別役割分業が根強い日本とイタリアの間にも女性の就業と出産・子育てをめぐる相違点があることが明らかになったと言えるだろう。次年度は、仕事と子育ての両立が困難な社会経済的状況に関わる共通点と相違点について、他国のデータも用いて

より総合的観点からさらに分析を進める予定である。

## 注

- (1) 女性労働力率と合計特殊出生率の相関は時代によって異なる。1970年のデータでは負の相関関係が見られたが、1985年のデータでは無相関だった（内閣府男女共同参画室，2005：5）。時代によって女性労働力率と合計特殊出生率の関連が変化していることは、女性の就業が出産や子育てと両立できる社会環境の整備の重要性を示していると考えられる。
- (2) 夫の育児参加についての分析も試みたが（変数 V45・49 を利用）、すべて欠損値であったため分析ができなかった。
- (3) イタリアの学歴変数（V27）については、1（博士号取得あるいは大卒後の専門）、2（学士取得）、3（大学入学資格あり）を大学卒、4（高卒あるいは4～5年の資格）、5（高卒あるいは2～3年の資格）を高校卒、6（中学校卒）、7（小学校卒）、8（資格なしで読み書き可能）、9（資格なしで読み書き不可能）を中学校卒と再分類した。

## 文献

- Alcock, Peter and Gary Craig, 2001, *International Social Policy: Welfare Regimes in the Developed World*, Palgrave Macmillan. (=2003, 埋橋孝文・所道彦・清水弥生・三宅洋一・門林道子・久保田貴美・田宮遊子訳 『社会政策の国際的展開－先進諸国における福祉レジーム－』晃洋書房。)
- Esping-Andersen, Gøsta, 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Cambridge: Polity Press. (=2001, 岡沢憲英・宮本太郎監訳, 『福祉資本主義の三つの世界－比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房。)
- Esping-Andersen, Gøsta, 1999, *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford: Oxford Press. (=2000, 渡辺雅男・渡辺景子訳, 『ポスト工業経済の社会的基礎－市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店。)
- 内閣府, 2006, 『平成 18 年度版 少子化社会白書－新しい少子化対策の推進』(株)ぎょうせい刊。
- 内閣府男女共同参画局編, 2005, 『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書』国立印刷局。
- 大内伸哉・中益陽子, 2005, 「イタリアの社会労働事情」島田陽一・小嶋典明・古川陽二・野川忍・大内伸哉・濱口桂一郎・丸谷浩介・中益陽子, 『欧米の社会労働事情』(財)日本 ILO 協会, 161-214。
- 埋橋孝文, 1995, 「福祉国家の類型論と日本の位置－Esping-Andersen の所説を手がかりにして」『大原社会問題研究所』445号：1-14。

## 第Ⅱ部 コンテキスト・データベースの構築と利用

# 第1章 コンテキスト・データ・ベースの概要と利用法

西岡八郎・福田亘孝・菅桂太

## 1 コンテキスト・データ・ベースの概要

本プロジェクトは、国連人口部が企画した国際共同プロジェクト「世代とジェンダープロジェクト (GGP)」の中核部分であるパネル調査(「世代とジェンダーに関するパネル調査 (GGS)」)を日本でも実施し、調査から得られる少子化のミクロ的側面に関するパネル・データと雇用・労働政策や家族・子育て支援政策といった少子化のマクロ的側面に関するコンテキスト・データを連結させて因果関係を分析する新手法によって、未婚化や晩婚化といったパートナー形成と少子化の日本の特徴を明らかにし、日本における未婚化・少子化分析と少子化対策についての政策提言を行うことを目標としている。そのため、本年度第2次調査を実施した個人のライフコースに関するマイクロ資料「結婚と家族に関する国際比較調査」とともに、日本と他の GGP メンバー国であるヨーロッパ諸国との少子化のマクロ要因の差異を浮き彫りにするためのコンテキスト・データ・ベースは本プロジェクトが目的とする国際比較研究の基礎資料として二大柱をなすものである。昨年度報告書ではその意義と目的について解説を行ったところであるが、本年度はその概要について、特にコンテキスト・データ・ベースの利用法を中心に整理を行う。

コンテキスト・データ利用の必要性は、GGS の前身である FFS(Family and Fertility Survey program)において既に指摘されており、(国際)比較研究を行う際の課題として、特に(1) 個人レベルの行動は、個人レベルで観測されるデータのみでは説明できない、(2) 国際比較研究では各国のマクロ社会状況の違いを考慮する必要があるという二点が指摘されていた(Spielauer, 2004a)。これらの反省点を踏まえ、GGP ではミクロ面とマクロ面の双方の相互作用に対する分析で国際比較研究が行えるよう初期の段階から企図されていた。GGP では家族と世代に関わる育児やパートナーシップ形成、社会人への成長過程、親との同居の選択、様々な経済活動など、極めて幅広い人口学的・社会経済的行動に関する国際比較を目的としているが、そのような幅広いミクロのライフコースとジェンダー・世代関係に関し直接国際比較が可能なミクロ・パネル・データの収集を行うと同時に、ミクロ面を取り巻くマクロ側面を踏まえることができる十分に広範囲で豊富なデータベースがドイツ・マックスプランク人口研究所を中心として設計された。

具体的には、国レベルの長期時系列データ(約 80 件)・地域データ(約 70 件)との制度・政策に関する記述データ(約 75 件)から構成されている。これら 230 項目に及ぶデータは次のような 16 の座標軸で大別され整理されている：人口、経済環境、雇用・労働、育児休業、年金制度、保育政策・制度、兵役、失業、税制、住宅市場・政策、家族法制、教育制度、保健衛生、介護、政治制度、文化。(Spielauer, 2004b: p.6, pp.18-32) その具体的内容は表 1-1 に整理されている。

表 1-1 GGP コンテキスト・データ・ベースの変数の領域

| 領域                     | 主な内容  |
|------------------------|---|
| 1 人口指標                 | <p>伝統的な人口イベント(出生、結婚、離婚、移動、死亡)の他、人口妊娠中絶とシングルマザーに関する変数を含む</p> <p>統計的年齢規範(例えば平均初婚年齢など)ならびに(結婚や離婚など)人口動態に関する統計的規範の指標</p>  |
| 2 経済指標                 | <p>国・地域レベルごとの、経済発展の水準や、経済成長率、経済・物価の安定、家計所得の分布と貧困指標</p> <p>経済指標のうち、他の領域に属さないもの</p>   |
| 3 労働市場と雇用              | <p>時間に関わる変数(労働時間に関する制度やパートタイム労働に関する制度)と、金銭に関わる変数(雇用労働所得)の両面と、就業機会や雇用の安定・リスク、労働市場の柔軟さに関する変数を含む</p> <p>労働市場の性格と雇用制度は表 1-1 の個人のライフコースに関わる活動状態でも中心的な影響を持ち、他のライフコース変数と相互に影響しあう</p>   |
| 4 年金制度                 | <p>主要な公的年金制度の性格と、制度変遷 ならびに、金銭面(平均受給額など)と時間・タイミング(法的・平均引退年齢の他、拠出と受給の関係と育児・介護がどのように年金拠出・給付に勘案されるか)を含む</p> <p>平均寿命の伸長にしたがい、引退後の生涯が延びたことにより、年金制度は「第3の歳(the third age)」という新しい統計的年齢標準を生み出した 引退期の人々へだけでなく、若年の労働参加や休業へも影響する</p>   |
| 5 育児休業制度(institutions) | <p>それ自体社会規範を生み出すだけでなく、夫婦間での分担、外部サービスの利用可能性(価格と質)との関わりで、雇用保障期間と給付決定方式はキャリア継続と所得へのリスクをもたらすことを通じ、出生へのリスクと出生の夫婦関係やジェンダー関係への帰結となる 主な変数は以下の通り</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)母親の最大休業可能期間</li> <li>2)父親が(同時に／母親にかわり)取得できる期間</li> <li>3)父親のみが取得できる超過期間</li> <li>4)給付決定方式、額</li> </ol> <p>所得対象者(出生順、従前雇用、他の育児給付との関連など)</p> <p>柔軟性(取得時期を子どもがある程度の年齢となった時などへ変更</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>できるか、部分的にパートタイム労働をしながらの減額・減時間取得が可能か)</p> <p>平均取得割合</p>  |
| 6 保育政策と制度  | <p>育児休業制度との補完関係はもちろん、福祉制度全体の設計と関わる 例えば、女子雇用労働力率が高く、保育を市場に代替させる国や、女子労働参加率が低く、母親が育児の担い手となっている国などがありうる 主な変数は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)制度ごとの利用可能性(フルタイム対パートタイム、地域差、制度の変遷など)</li> <li>2)費用と費用負担の公私</li> <li>3)保育の質(子ども一人あたりのスタッフ数など)</li> <li>4)施設保育の法的な開始年齢・時間など</li> <li>5)保育所利用子ども数</li> <li>6)幼稚園・幼稚園開始年齢や時間</li> </ol> |
| 7 兵役と公的労務の制度<br>(military and alternative civilian service system) | <p>主に兵役対象者年齢と期間、その他の公的労務の存在など</p> <p>兵役(およびその他の公的労務)従事は主に男性のみに要求され、その間教育や職業キャリア、家族形成への移行を寸断されるというジェンダー制度である</p>  |
| 8 失業   | <p>主に以下の3点をなるべく細分化された地域ごとに収集</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)性年齢教育水準別失業率</li> <li>2)失業期間(長さ)に関する指標</li> <li>3)失業保険制度(期間・給付水準・適用者)</li> </ol> <p>不安定な職と経済的なストレスは社会人への移行を遅らせ出生を下げる可能性がある一方で、出生前後で休職を経て新たな仕事を探す間の失業期間は高出生と相関がある可能性がある なお、失業のリスク、失業(給付)制度、失業の不平等は、性・年齢・職業・最終学歴・雇用者など規定される人口集団によって異なる</p>                          |
| 9 税(補助金)制度   | <p>限界所得税率、付加価値税率、社会保障拠出率・支出率の他、育児養育手当での対象者や給付算定方式を含む</p> <p>税制は労働市場参加への誘因となる 特に、個人を単位としたものなのか、夫婦を単位としたものなのか、あるいは夫婦に対する扶控除が存在するのかによって、家族内での育児や介護の分担が大きく変わる可能性がある</p>  |
| 10 住宅市場と住宅政策   | <p>主に4点を含む</p>   |



|   |  |
|---|--|
|   | <p>1)一般的な住宅政策に関する記述、住宅への公的支出</p> <p>2)年齢別・配偶別居住状態</p> <p>3)住居の形態(所有関係)別、住宅資産と新築住宅</p> <p>4)金銭的困難の度合い(標準的な借家料)</p> <p>住宅市場の性格(価格、賃貸料、住宅タイプごとの豊富さ)は、離家・パートナーシップ形成・家族形成に直接・間接に関わる</p> |
| 11 家族法制 (legal regulations of personal relations and family responsibilities) | <p>主に4点を含む</p> <p>1)人口妊娠中絶に関する法制</p> <p>2)パートナーシップに関する法制(法的な結婚と所得税や控除・扶助との関係)</p> <p>3)離婚の制限</p> <p>4)親の扶養義務に関する法制の存在</p>  |
| 12 教育制度   | <p>主に5面を含む</p> <p>1)義務教育入学年齢、期間、標準的な授業時間</p> <p>2)入学率と卒業、教育の質として生徒一人当たりの教員数</p> <p>3)大学生の生活に関し、奨学金を受けている割合など</p> <p>4)教育のコスト負担の公私、公立の学校に通う(私学に対する)生徒割合</p> <p>5)一般的な教育制度の変遷</p>    |
| 13 保健衛生   | <p>GGGで得ることのできない健康リスクに関する変数(平均余命、生涯調整平均余命 DALE、妊産婦死亡、乳児死亡など)の他、健康支出の公私割合、健康保険の適用者、制度の変遷を含む</p>   |
| 14 老齢介護   | <p>保健衛生との関連で、老齢介護に関する公的支出、介護扶助・補助、介護従事者の公的年金の取り扱い、介護保険など就業者への支援政策を含む</p> <p>なお、家族介護に関し、同居の選択は「10.住宅市場と住宅政策」に含まれる</p>   |
| 15 政治制度   | <p>政策の傾向を測れるような政府・国会内外(議員)の政党比率を含む</p> <p>市場に積極的に介入し所得再分配を行うことで伝統的な家族政策を志向する政党がある一方で、それに対抗するような政策理念もあり、政策の傾向を通じ家族生活にも影響を及ぼすため</p>  |
| 16 文化と価値  | <p>宗教別、言語、人種別の地域人口を含む</p>  |

## 2 コンテキスト・データの利用法

マクロ変量がミクロのライフコース、ジェンダー・世代間関係に影響を及ぼす経路として、コンテキスト・データ・ベースでは二つの（部分的に重なるが同じではない）経路を念頭においている。(Spielauer 2005, pp.5-6) 第一が、規範であり、統計的規範 (statistical norms) と法的規範 (legal norms) を含み、第二は福祉国家コンテキスト (welfare state context) である。

第一の統計的規範は、標準的な行動 (regular behavior) を指すものである。すなわち、人口の大部分がある一定の標準行動に「したがっている」とき、このような標準行動は規範として確立されることになる。たとえば、わが国において典型的なものとして、婚外子（非嫡出児）割合の低さをあげることができる。非嫡出児を認めないという日本の社会規範が人口の大部分に受け入れられており、急速に増加している「できちゃった婚」は結果から見ると婚前前に妊娠したとき、非嫡出児を避けるために（法的に）結婚することであり、非嫡出児を認めない社会規範が（法的）結婚行動を制約しているといえる。したがって、婚外子割合の低さが、（法的な）結婚をミクロのライフコースの中で発生させている。この例からも明らかのように、統計的規範は、ある行動の標準的なものなので、その行動を行っている人の平均的割合によって数量的に計測することができる規範概念である。

法的規範とは、あらゆる法制を指す一般的なものである。コンテキスト・データ・ベースの中にも、家族法制や育児休業制度、税制を中心として、保育制度や教育、公的年金などの領域に数多くの記述データとして収められている。このような法制は直接にミクロのライフコースを、特に時間軸から強く制約するものである。たとえば、なぜコンテキスト・データ・ベースに取り入れられているのか一見明らかでないが重要なものとして教育があげることができるかもしれない。しかし、義務教育を修了する年齢や、高等教育への進学率に国間で違いがあるとすると、社会人生活を始める年齢に違いがあることになる。そのため、就業（における時間制約）環境や、育児休業制度、子育てをしながら就業を続ける母親を支援するための保育制度などとまったく同様に、ライフコースを制約し、国際比較分析を行う際には重要なコンテキストであると言える。

大別されたうちの第二、福祉国家コンテキストは社会経済的な権利 (economic and social right)、平等性 (equality-inequality structures)、リスク (risks and consequences)、媒介手段 ("Agency" to enhance a person's freedom to achieve functioning to have well-being) という四つの領域に影響する政策とその背後にある社会規範によって構成される。福祉国家とは、社会と社会の中での社会経済的関係を系統立てる（社会）政策を統括する国家であると定義される。(Neyer 2003: p.4) そのような主体（福祉国家）はまず物的（基礎的）社会的な必要性を満たそうとするであろう。物的な豊かさは市民権への萌芽を養成し、社会経済的な権利意識を芽生えさせる。そして、そのような（最低限の）権利と、機会の平等 (equality of life chances) を保障することが福祉国家をならしめるも

のとなる。また、失業や疾病といったリスク発生とそれに対するセーフティーネット構築も近代福祉国家の重要な側面であり、さらに、個々の市民の福祉を実現するための手段の幅（選択肢・機会）も媒介している。たとえば、保育所の運営時間や費用はいうまでもなく母親の就業にとって直接の重要な支援の手段である。また、育児休業制度等を通じ父親への援助比率をあげることは、夫婦間の交渉に影響を及ぼし、間接的に母親の就業を支援することになるかもしれない。そのような施策は就業機会の男女格差の是正（gender equality in economic opportunity）を企図したものである。

このような福祉国家の定量化として、実証的にしばしば用いられるのは、社会的支出額である。これは、権利と、権利をならしめる社会規範一般を数量的に計測するのが困難であることの裏返しではあるが、ライフコース選択に関するコンテキストとしても重要な尺度である可能性があるため、GGP コンテキスト・データ・ベースでも労働・雇用や公的年金、保育制度、兵役、失業、税制、住宅、教育、保健衛生、介護と大半の領域で組み入れられている。すなわち、たとえば、公的保育支出対 GDP%比が高い国は、納税者がその他の福祉政策に対し保育に重きを置いており、かつ社会規範として十分な実効性を持っているとみなすことができるからである。

もちろん、社会的支出額だけが福祉国家コンテキストとして、コンテキスト・データ・ベースに収められるのではない。たとえば、平等性の領域では、性・年齢別労働市場参加状況や、保育・育児休業制度の利用可能性・適用要件・給付決定方式・額、また、教育や住宅市場で供給されるサービスの性格（価格、賃貸料、住宅タイプごとの豊富さ）やアクセスのしやすさもパートナーシップ形成・家族形成に直接・間接に関わるものとしてデータベースには取り入れられており、コンテキスト・データ・ベースは幅広い人口学的・社会経済的行動の個々の社会コンテキストの元での国際比較分析を真に可能とするものとしてデザインされている。

実は、これらの規範、福祉国家コンテキストという理論は、コンテキスト・データ・ベース設計の際に、社会コンテキストを包括的に取り扱うために用いられた概念である。言い換えると、ある社会のコンテキストとは、端的に言って、社会の中で標準となっている行動パターン（統計的規範）であり、またライフコース選択を制約する法制であり、（その社会の歴史的な経緯を経て）市民の求める（市民の選好に応じて多様な）権利や機会の平等などを保障することで福祉国家をならしめているものである。そのため、これら規範によって、マクロ・コンテキストは生成されているとみることができる。統計的規範の項では、非嫡出割合の低さの例で、標準的な行動（婚外子を避ける）がミクロのライフコース選択を制約する（「できちゃった婚」を発生させる）ことを指摘した。この例を、マクロ・コンテキストが規範理論にもとづき生成されているという立場から見直すと、婚外子を避けるという行動をしているのは、市民であり、ミクロのライフコース選択の総体として低非嫡出割合という統計的規範が生成されており、かつ低い非嫡出割合というマクロ変量になっ

たとき、統計的規範としてミクロの行動を制約していることがわかる。規範、福祉国家コンテキストは社会コンテキストの生成過程を統括したものとしてマクロとミクロの連関を総合的に捉える理論枠組みであり、低婚外子割合の例が示すように、コンテキスト・データベースの利用においても参考になるものである。

### 3 日本版コンテキスト・データ・ベースの収集状況

前述のとおり、コンテキスト・データ収集の基本方針はマックスプランク人口研究所が中心となって制定されており、大別して16領域(人口、経済環境、雇用・労働、育児休業、年金、保育、兵役、失業、税制、住宅、家族法制、教育制度、保健衛生、介護、政治制度、文化)で国レベルの長期時系列データ(約80件)・地域データ(約70件)と制度・政策に関する記述的データ(約75件)の収集を行っている。

このマックスプランク人口研究所が制定した変数の一覧は、西欧社会のマクロ・コンテキストを前提としている部分があり、必ずしも日本の少子化の背景となるものではないため、すべての変数を収集することはできない。たとえば人種(Ethnicity)ごとの人口や結婚、失業者数や、言語使用者比率といったものは、日本では有用ではない。また、人口学的な変数でも出生コーホート別の子の出生順位別母の平均年齢といった変数についても、日本では出生コーホート単位の集計が最近まで行われてこなかった。さらに、国際人口移動については、近年増加の傾向にあるが、日本では長らく無視できるほどの大きさであったため、時系列統計の整備は極めて限られている。その他にも、貧困線、兵役、宗教など西欧諸国との国際比較を行うときに困難なものや、家族法制など社会的なコンテキストが極めて異なるため、記述的変数をどのように定量化し利用していけばよいのかそれほど明確でないものも含まれている。本年度はデータベースに含まれるデータの入手可能性を検討し、人口、経済環境、雇用・労働の各領域で、全国レベル、都道府県レベルの数値データの整備を行った。

コンテキスト・データ・ベースに収集される変数の一覧と今年度の収集状況は、章末に添付の一覧表を参照していただきたい。なお、収集期間の列には、日本では収集が困難である変数については収集困難であることを、記述的データに関しては記述データであることを示した。

#### 参考文献

Neyer, Gerda, (2003) "Gender and Generations Dimensions in Welfare-State Policies," *MPIDR Working Paper* WP 2003-022, Max-Planck Institute for Demographic Research, July 2003

Snijders, Tom and Bosker, Roel, (1999) *Multilevel Analysis: An Introduction to Basic*